

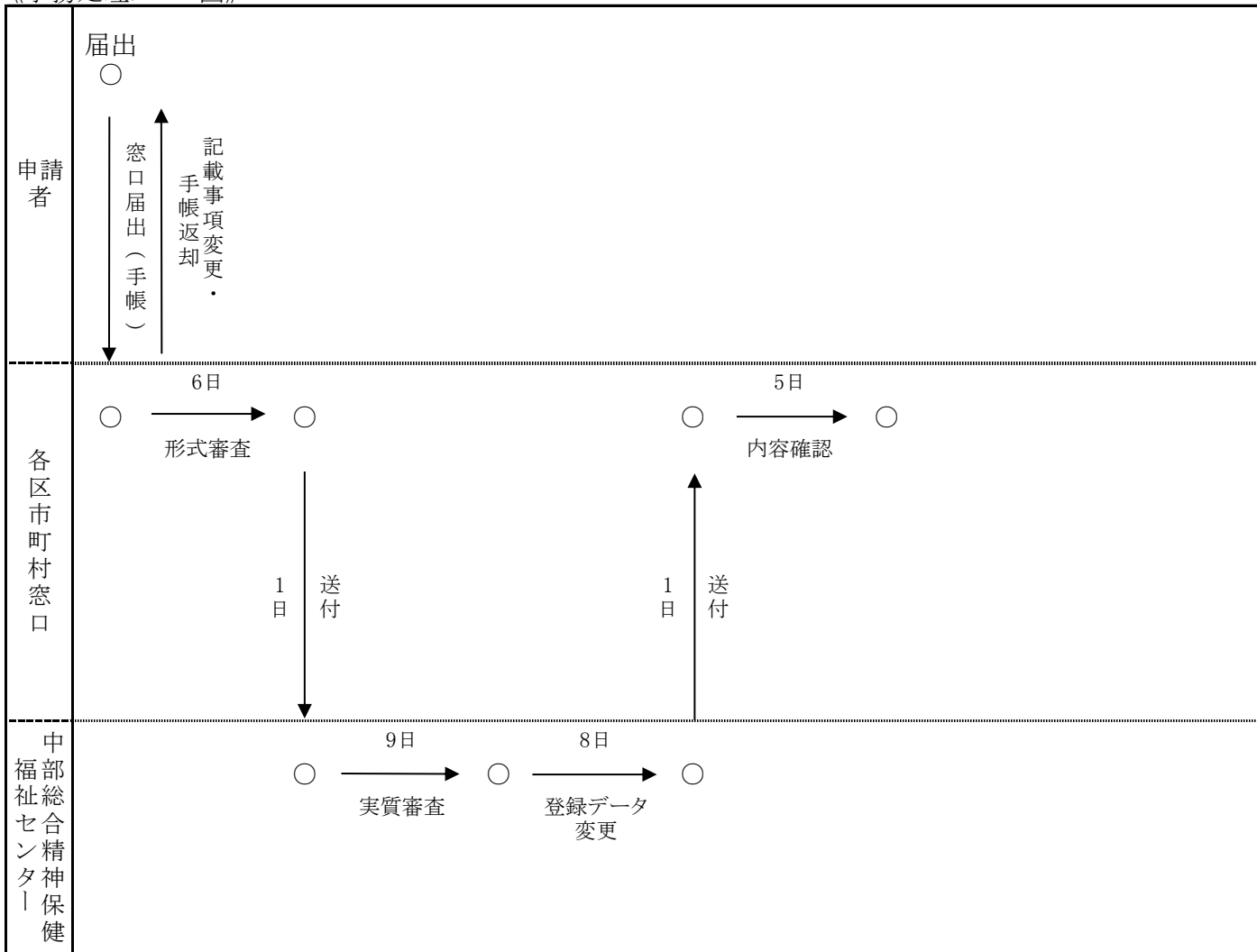
事務処理フロー図

事務名	精神障害者保健福祉手帳変更の届出
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第8条第2項

作成部署 福祉保健局中部総合精神保健福祉センター事務室精神障害者保健福祉手帳担当 電話03-3302-7739

標準処理期間計	30日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	窓口届出(手帳)	記載事項変更届と手帳(原本)を区市町村窓口へ届出
2	記載事項変更・手帳返却	区市町村窓口で変更事項を手帳に記載後、手帳の写しを取り、その場で申請者に手帳を返却
3	形式審査	記載事項変更届と変更後の手帳の写しの確認及び処理簿の作成
4	送付	記載事項変更届と変更後の手帳の写しを処理機関である中部総合精神保健福祉センターへ送付
5	実質審査	書類について審査基準を満たしているか審査
6	登録データ変更	審査結果に基づき、手帳の登録データを変更し、未発行一覧表を作成
7	送付	未発行一覧表を各区市町村窓口へ送付
8	内容確認	送付された未発行一覧表の内容確認
9		
10		